

1. 件 名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請に関する  
京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和3年4月5日（水） 16時00分～16時45分
3. 場 所
  - （1）原子力規制庁 10階南会議室
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
戸ヶ崎安全規制調整官、来住補佐、加藤安全審査官、三好安全審査官、  
荒川安全審査官
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他3名
5. 議事要旨
  - （1）京都大学複合原子力科学研究所（以下「京都大学」という。）から、燃料の低濃縮化に係る原子炉設置変更承認申請における照射試料のある炉心の最大過剰反応度の定義、及び照射試料の反応度制限の考え方の変更について、資料1に基づき説明があった。
  - （2）原子力規制庁は、上記（1）の説明に対し、原子炉設置変更承認申請書における炉心の最大過剰反応度、及び照射試料の落下等により付加される反応度について、どのような記載を考えているのか説明を求めた。
  - （3）京都大学から（2）について、了解した旨の回答があった。
6. 配付資料  
京都大学からの配付資料  
資料1 京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認申請について